

## 「事柄」と「それによって生じるもの」を結ぶ連体修飾表現

内田安伊子

### 要 旨

「外の関係」の連体修飾表現の中には修飾節と被修飾名詞とに「事柄とそれによって生じるもの」という意味関係を当てはめられるもの（以下、生起関係の連体修飾表現と呼ぶ）がある。益岡(1997)では、こうした意味関係が成り立つためには「〈ア：修飾節の中の特定の名詞〉又は〈イ：修飾節の述語を名詞化したもの〉・の・被修飾名詞」という形式の成立が必要であるとしている。本稿では、生起関係の連体修飾表現が「外の関係」の下位範疇の一つを構成する可能性を探るために、まずその内訳と特徴を整理し、被修飾名詞の意味特性を基準としてこれを5種類に大別できることを示した。更にその分析結果を利用して、生起関係の連体修飾表現と「〈ア又はイ〉・の・被修飾名詞」という形式との関連を検証し、前者の成立のために後者の成立は必ずしも必要ではないこと、両者がほぼ同様の意味を持つために〈ア〉と〈イ〉のいずれが用いられれば良いかは被修飾名詞の意味特性によって決まること、の二点を明らかにした。

[キーワード] 連体修飾表現、修飾節、被修飾名詞、事柄とそれによって生じるもの、「名詞・の・名詞」という形式

### 1. はじめに

いわゆる「内の関係」の連体修飾表現における修飾節と被修飾名詞との関係は、修飾節の述語と被修飾名詞との格関係に基づいており、その指標に従って両者の関係を並列的に列挙することにより「内の関係」の体系全体を見て取ることができる。これに対し「外の関係」においては修飾節と被修飾名詞との結びつきはもっぱら意味的なものであり、両者の関係を明示する要素が存在しないため、その整理統合は容易ではない。奥津(1974)、寺村(1977)、高橋(1979)、成田(1992)などの先行研究においても「外の関係」の体系化が試みられているが、いずれも未解決の部分を残していることがそれぞれの記述の中で認められている。従って「外の関係」の連体修飾表現全体を見直すためには、それらに対する補足あるいは新しい視点からの取り組みがなされなければならない。

そのような中で、修飾節で述べられる事柄と被修飾名詞の指示するものとに「原因とその結果生じるもの」という意味関係を与える試みが益岡(1997)でなされている。次の例を見られたい。

- (1) [魚の焼ける] 匂い ← [魚が焼ける] ことにより匂いが発生する  
(2) [ナイフで切った] 傷 ← [ナイフで切った] ことにより傷ができた  
(3) [妻に死なれた] 悲しみ ← [妻に死なれた] ために悲しみが生じた

矢印の右側はひと続きの事態を表現する文である。これらに照らしながら(1)(2)(3)を見ると、三例ともに、修飾節である事柄を述べ、被修飾名詞はその結果生じたものを表していることが分かる。(1)(2)(3)は、例えば奥津(1974)や寺村(1977)においてはそれぞれ異なったグループに分類されている表現であるが、「修飾節と被修飾名詞の意味関係において両者が『事柄とその結果生じるもの』という関係にある」という共通点を持つことに焦点を当てると、同一の範疇にまとめることができると思われる。益岡はこのような表現を「因果関係を表す連体修飾表現」と呼び、その成立のための必要条件を提示しつつ、「外の関係」の下位範疇の一つとしてこれを位置づけることを主張している。このような連体修飾表現を「外の関係」の中で一つの範疇としてまとめられるか否かは、同レベルのこれ以外の範疇を定める際に同時に検討すべきであり、現段階で問うことはできない問題であろう。しかし、「事柄とそれによって生じるもの」を結ぶ連体修飾表現(以下「生起関係の連体修飾表現」と呼ぶ)について成立条件も含めてその特徴を把握しておくことは、「外の関係」の連体修飾表現の新たな体系化を探るために必要な過程の一つである。そこで本稿では、修飾節と被修飾名詞とが「事柄とそれによって生じるもの」という関係にある連体修飾表現を対象として、その内訳と特性を整理すると同時に、益岡(1997)の提示する成立条件の検証を試みる。

## 2. 生起関係の連体修飾表現と「名詞・の・名詞」という形式との関連

益岡(1997)は、ある事柄を述べる節と、それによって生じるものを表す名詞とがあるとき、それらを結びつけた表現が因果関係を表す連体修飾表現として認められるためには、次の①または②が成立することが必要条件であるとしている。

- ①「《節の中の特定の名詞》・の・被修飾名詞」  
②「《節の述語を名詞化したもの》・の・被修飾名詞」

益岡で上記必要条件の妥当性の検証のために用いられているのは次の(ア)～(イ)である。検証には、まず①が成立するか否かを試し、不成立のもの(？印)、およ

び、「名詞・の・名詞」という形の単独表現として不成立ではないがもとの連体修飾表現と全く異なる意味に受け取れてしまうもの(△印)に対して②を試す、という方式がとられている。その結果が次の表1である。

<表1>		①(特定の名詞・の・修飾名詞)	②名詞化した述語・の・修飾名詞
(7) 魚の焼ける匂い(詩)		魚の匂い	
? (イ) 魚が焼ける煙		? 魚の煙	? 煙の煙
(ウ) ナイフで切った傷		ナイフの傷	
? (エ) 柱にぶつかったたんこぶ		? 柱のたんこぶ	? 衝突のたんこぶ
(オ) ご飯を食べた残り(詩)		ご飯の残り	
(カ) たばこを買ったおつり(詩)		たばこのおつり	
(キ) 一年中村歩きをした報酬(詩)		村歩きの報酬	
(ク) 異常なことを見つけた動揺(詩)		? 異常なことの動揺	(?) 発見の動揺
(ケ) よごれた手で触った指跡(詩)		よごれた手の指跡	
(コ) 唇をあてたよごれ(詩)		唇のよごれ	
(サ) 塚を掘ったタタリ(詩)		塚のタタリ	
(シ) 美奈子を殺した罰(詩)		△美奈子の罰	殺人の罰
(ス) 店を仕舞った静けさ(詩)		店の静けさ	
(セ) 十兵衛のいなくなった淋しさ(詩)		△十兵衛の淋しさ	(?) 不在の淋しさ
? (リ) 需要が増えた価格上昇		? 需要の価格上昇	? 増加の価格上昇
? (ロ) 大雨が降った崖崩れ		? 大雨の崖崩れ	? 降り崖崩れ
(ハ) 一年間遊び回ったつけ		……	遊びのつけ

まず①を試し、これを満たせない(イ) (エ) (シ) (セ) (リ) (ロ) に対して②を試すと、(シ) は成立、(ク) (セ) はやや不自然ながら認められる表現((?)印)となるが、(イ) (エ) (リ) (ロ) はこれも不成立である。結局、①②いずれかが成立する表現は因果関係の連体修飾表現として自然なものであり、①②ともに成立しない(イ) (エ) (リ) (ロ) はそのように認められない表現であることから、「①または②が成立することは因果関係の連体修飾表現成立の必要条件である」という原則は妥当なものである、とすることができる。

以上が、益岡(1997)で提起されている「因果関係の連体修飾表現が成立するための必要条件」とそれを各用例に適用した結果である。(7)～(ハ)を用いた例証を見る限り、この必要条件はほぼ妥当なもののように思われる。しかし、検証のために用いた例の数が少なく、条件①②の記述も簡略なものであるため、以下のよ

うな点について疑問が残る。

- (1) ①が成立する表現と②が成立する表現との違いは何か。
- (2) ①が成立する場合、修飾節の中の「特定の」名詞とは何か。それはどのようにして見つけられるのか。
- (3) ①および②は、元の連体修飾表現と等しい内容を表わしているか。

次章では、当該表現の例を (7) ~ (f) 以外にも加えて分析を行ない、これらの疑問に対する答えを探る。

### 3. 生起関係の連体修飾表現の特徴

益岡(1997)において分析の対象とされた用例 (7) ~ (f) のうち、当該の連体修飾表現として認められた13例を被修飾名詞の意味特性を基準として分類すると次の5種類になる。(註1)

- A. (7) 魚の焼ける匂い
- B. (ウ) ナイフで切った傷 (ケ) 汚れた手で触った指跡 (コ) 唇をあてたよごれ
- C. (オ) ご飯を食べた残り (カ) たばこを買ったおつり
- D. (ク) 異常なことを見つけた動揺 (セ) 十兵衛のいなくなった淋しさ
- E. (キ) 一年中村歩きをした報酬 (シ) 塚を掘ったタタリ (ソ) 美奈子を殺した罰
- (フ) 一年中遊び回ったつけ

各グループは以下で見るとそれぞれ独自の特徴を持っているため、前章で挙げた疑問に対する答えもグループごとに異なることが予想される。そこで本章では、「修飾節と被修飾名詞及び両者の結びつき方の特徴を見た上で、先の疑問点について検討を行なう」という手順を各グループごとに踏みながら考察を進める。

#### 【A類】

<表A>

	① (特定の) 名詞・の・被修飾名詞
(7) 魚の <u>焼ける匂い</u>	魚の <u>匂い</u>
A1 玄関の戸が開く <u>音</u> (ひと p. 216)	玄関の戸の <u>音</u>
A2 酒が熟成した <u>香り</u> (成田)	酒の <u>香り</u>
A3 隣室の洗面所で何やら犬のごそそやっている <u>音</u> (地廻 p. 30)	隣室の洗面所の <u>音</u> / ? 犬の <u>音</u>
A4 段々畑の主が外げの支度にとりかかった <u>煙</u> (幸福 p. 143)	外げの支度の <u>煙</u> / ? 段々畑の主の <u>煙</u>

A類の被修飾名詞「匂い、音、香り、煙」などは、発生している現場又はその付近にいればこれらを聞いたり嗅いだり見たりすることができる、つまり五感で

感じることでできるものである。このような名詞を修飾するA類の修飾節には、「音、匂い、煙」等の発生源が含まれる場合とそうでない場合とがある。表Aに挙げた例を比較してみよう。

(7)とA1とA2では「匂い、音、香り」の発生源である「魚、戸、酒」が修飾節の述語の主体としてそれぞれ節の中に含まれている。これらに対して①の成立を試すと、発生源を《特定の名詞》として選択することにより表Aに見られる自然な表現ができる。一方、A3とA4の場合は「音、煙」の出所が節の中の名詞として述べられていないので、《特定の名詞》として取り上げるものは節にあるいくつかの名詞から選ばなければならない。A3の節には「隣室の洗面所：音の発生源が存在する場所」と「犬：音を発生させる行為の主体」とが見られるが、前者を用いる表現のみが自然なものとして認められる。また、A4の場合は、修飾節の中に「夕げの支度：煙を発生させる行為（焼く）を含む一連の作業」と「段々畑の主：当該行為の主体」とが含まれるが、やはり前者を《名詞》とした表現のみが①を成立させる。

以上見てきたことをまとめると「A類で①を成立させるには、被修飾名詞の発生源を《特定の名詞》として当てはめる。発生源が不明の場合は、発生させる行為、又は発生場所などの要素が《特定の名詞》として該当しうが、その行為の主体は該当しない」ということになる。しかし、(7)①～A4①のいずれを見ても、元の連体修飾表現にあった情報の一部が脱落しており、元の連体修飾表現と等しい内容の表現にする場合は、《名詞》に関係節を前置する必要がある。例えば「(7)① 焼ける魚の匂い」「A3① 犬がごそごそやっている隣室の洗面所の音」とすることにより元の表現と等しい情報量を持つ表現となる。

【B類】	<表B>	①(被修飾名詞)・の・被修飾名詞	②名詞化した述語・の・被修飾名詞
(ウ) ナイフで切った傷		ナイフの傷	
(ク) 汚れた手で触った指跡		汚れた手の指跡	
(コ) 唇をあてたよごれ		唇のよごれ	
B1 友達に殴られた痕		△友達の痕	殴打の痕
B2 猫が引っ掻いた傷		△猫の傷	#引っ掻きの傷

B類の被修飾名詞「傷、跡、よごれ」等には、ある事柄によってもともと存在する物質の上に付加されるかたちで生じるもの、という意味特性がある。これらが生じるには、生じさせる行為（(ウ)を例にとれば「切る」）、行為の主体、行

為の対象すなわち傷や汚れを付ける対象（例えば「指」）、そして対象となる物質に接触することによって傷や汚れを付ける道具（「ナイフ」）という四つの要素が必要である。

表Bの例の中で(ウ) (ケ) (ク)の修飾節はこのうちの「行為」と「道具」で構成されている。両者の中で名詞として存在するのは「道具」のみであるから、①を試すには「道具」を《特定の名詞》に当てはめることになる。表B(ウ) (ケ) (ク)の①欄の表現はそのようにして作られているが、いずれも自然なものと認められる。さらにこれらは、修飾節の述語動詞の意味内容を欠いているにも拘らず、元の連体修飾表現と同様の内容を読み手に与えることができる。このことは「傷、よごれ」等とそれを作った道具という情報から、どのような動作が加えられたのかを読み手が容易に推測できるからであると考えられる。<sup>(註2)</sup>

一方B1とB2の修飾節には「行為」とその「主体」とが含まれる。①を試すために《特定の名詞》として「主体」を当てはめると、それら（友達、猫）は通常被修飾名詞（跡、傷）の所有者として理解されるので、元の連体修飾表現と異なる意味になってしまう。続いて②の成立を見るため節の述語を名詞にしてみると、名詞化のできるB1②は成立するが、B2においては名詞化そのものが困難なため（#印は「の」以前の部分が不成立であることを示す）B2②は無理な表現となってしまう。またB1②を元の連体修飾表現と等しい意味を持つものにするには、行為の主体を補足して「B1②' 友達による殴打の痕」とする必要がある。<sup>(註3)</sup>

以上見てきたことから次の点が指摘できる。B類には①が成立するものと②が成立するものがある。①が成立するのは修飾節に「傷や痕を直接生じさせる道具」に相当するものが含まれていて、これを《特定の名詞》として当てはめた場合である。一方、修飾節が「行為」とその「主体」から成り行為を示す述語の名詞化が可能な場合は②が成立する。しかし、成立した①からは元の連体修飾節と等しい内容を受け取れるのに対し、②からはそれはできない。

【C類】

<表C>

	①(特定の名詞)・の・被修飾詞
(ウ) ご飯を食べた <u>残り</u>	ご飯の <u>残り</u>
C1 赤ん坊が食べた <u>残り</u> で <u>餅を漬</u>	赤ん坊の <u>残り</u> で <u>餅を漬</u>
C2 風呂の湯を使った <u>余り</u>	風呂の湯の <u>余り</u>
C3 工事に使った <u>余り</u> の <u>メモ</u> で… (紺 1977)	工事の <u>余り</u> の <u>メモ</u> で…
(ケ) たばこを買った <u>おつり</u>	たばこの <u>おつり</u>

「残り、あまり、おつり」は、ある事柄によってもともと存在していたものの一部がなくなったとき、なお引き続いて存在しているほうの部分を目指す。何もないところに新たに生じるものではないが、逆の方向から見れば、全体の中から一部を消失させる行為「食べる」によって「残り」と称される部分ができる、と捉えることができる。そのような意味で表C中の諸例も、修飾節と被修飾名詞とが「ある事柄とそれによって生じるもの」の関係にある連体修飾表現の一種として位置づけられるのである。

「残り、余り」という語はそれだけではその内容は不明である。従って、通常これらの語の内容は「宿題の残り」のように修飾語によって示されていたり、文脈から推測されるようになっていたりするが、当該表現において節による修飾を受ける場合も同様である。例えば、(㊦)とC1は「残り」、C2とC3は「余り」というように、それぞれ同じ名詞を被修飾語としているが、(㊦)とC2では「ご飯」「湯」が修飾節に含まれることにより「残り」「余り」の内容が分かるのに対し、C1とC3の修飾節には何の残りか、何の余りかを明らかにする語句は含まれていない。このように、C類の被修飾名詞は、二通りの修飾節を受けることによって二通りの当該表現を構成する。

このような特徴を持つC類を①の形にするとどうなるだろうか。まず、被修飾名詞の内容を示す言葉を《特定の名詞》とすると(㊦)①や(C2)①になる。また一部を消失させた行為の主体や目的を《特定の名詞》としてもC1①やC3①のように自然な表現ができる。しかし、元の連体修飾表現との内容の異同については二つのグループに若干相違が見られる。(㊦)①「ご飯の残り」が食べることの結果生じることや、(C2)①「風呂の湯の残り」が入浴で使った結果生じるとは通常明らかであるので、これらは元の連体修飾表現と同様の情報を持っていると言うことができる。しかしC1①「赤ん坊の残り」C3①「工事の余り」といった場合は、残りや余りの内容が不明なため、どのような行為がその発生の原因となったのか特定しにくく、従って必ずしも元の表現と同等の内容を表しているとは言えない。

以上見てきたことは、C類には修飾節に被修飾名詞の中身を示す語句が含まれる場合とそうでない場合とがあること、前者では当該語句を、後者では節の述語動詞の動作主や目的を表す語を《特定の名詞》とすることで①が成立すること、成立した①は、前者では元の連体修飾表現と同様の意味を受け取れるものであるが、後者では情報の不足したものとなること、の三点にまとめられる。

## 【D類】

&lt;表D&gt;

	① (特定の名詞)・ の・被修飾名詞	② 名詞化した述語・ の・被修飾名詞	③ 名詞化した述語と補語・ の・被修飾名詞
(ク) 異常なことを見つけた <u>動揺</u> (寺村)	?異常なことの <u>動揺</u>	(?) 発見の <u>動揺</u>	#異常なこと発見の <u>動揺</u>
(セ) 十兵衛のいなくなった <u>淋しさ</u> (寺村)	△十兵衛の <u>淋しさ</u>	(?) 不在の <u>淋しさ</u>	十兵衛不在の <u>淋しさ</u>
D1 古墳を掘り当てた <u>驚き</u>	?古墳の <u>驚き</u>	(?) 発掘の <u>驚き</u>	古墳発掘の <u>驚き</u>
D2 病名を最後までかくし通した <u>辛さ</u> (いのちp116)	?病名の <u>辛さ</u>	#……の <u>辛さ</u>	#……の <u>辛さ</u>

D類は「動揺、淋しさ」等心情を表す名詞を被修飾名詞とし、その心情を引き起こした事柄や状態を修飾節で述べる、という構造になっている。このD類について①または②は成立するだろうか。

まず、修飾節の中の唯一の名詞を用いた(ク)①、D1①、D2①は、いずれも成立しない。(セ)①「十兵衛の淋しさ」は、表現としてはあり得るが、通常「十兵衛が感じる淋しさ」と捉えられるので元の連体修飾表現と全く異なる意味を持ってしまう。次に②を試してみると、できあがった(ク)②「発見の動揺」や(セ)②「不在の淋しさ」はともに益岡では「やや不自然」な表現と見なされていた。これらの不自然さは、名詞化された述語動詞(見つける、いなくなる)の補語がないための座りの悪さから来るものであると考えられるので、(ク)「見つける」には「異常なこと」を、(セ)「いなくなる」には「十兵衛」を加えて②'を作った。(ク)②'はやはり不自然ではあるが「異常事態発見の動揺」とすれば認めうる表現になることから分かるようにこの不自然さは語感の統一を図ることで解消される問題である。(ク)②'と類似した例であるD1②'は許容されるものであり、また(セ)②'も通常見られる表現として認められる。さらに、D1②'、(セ)②'ともに元の連体修飾表現と同様の情報を持つ。

以上から、D類の連体修飾表現に関しては、①は成立せず、②もすべて不自然な表現となってしまうこと、ただし、修飾節の述語と補語をひとまとまりの名詞にすることができればそれを用いた「名詞・の・被修飾名詞」という形は成立する、ということがわかった。

## 【E類】

&lt;表E&gt;

	① (特定の名詞)・ の・被修飾名詞	② 名詞化した述語・ の・被修飾名詞	③ 名詞化した述語と補語・ の・被修飾名詞
(キ) 一年中村あるきをした <u>報酬</u>	村歩きの <u>報酬</u>		村歩きの <u>報酬</u>
(ケ) 塚を掘った <u>タタリ</u>	塚の <u>タタリ</u>		塚発掘の <u>タタリ</u>
(コ) 美奈子を殺した <u>罰</u>	△美奈子の <u>罰</u>	(殺人の <u>罰</u> )	



			(?) 殺しの罰	表祭殺しの罰
(*) 一年中遊び回ったつけ	……		遊びのつけ	遊びのつけ
E1 居候をさせてもらう代償	居候の代償			居候の代償
E2 高飛びの砂場の砂をスコップで掘り続けさせられたおかげ	△砂のおかげ/スコップのおかげ	(?) 籠行のおかげ		砂彫り籠行のおかげ

E類の被修飾名詞は「ある事柄の結果生じる事態（但しその生起は必然的ではない）」を指示する。「報酬」は「他人のために何かをしたことに対して受けるお礼」であり、「罰」は「犯した過ちに対する懲らしめ」のことである。「何かをしたことに対して」「犯した過ちに対する」というように、いずれの意味にも相対する何らかの事態が前提として含まれている。さらにこれらの名詞の第二の特性として、文の形で述べられる具体的な内容を持つという点を挙げることができる。E1およびE2を含む文とその前後を見てみよう。

E1 粉川は居候させてもらう代償としておさんどんの役を受け持った。(後 p. 59)

E2 まず第一に、私は畠仕事で、鋤や鍬の扱い方がとてもうまい。万年補欠時代毎日高飛びの砂場の砂をスコップで掘り続けさせられたおかげであろう。(いのち p. 209)

E1の被修飾名詞「代償」の内容は「おさんどんの役を受け持つこと」、E2の「おかげ」のそれは「畠仕事で鋤や鍬の扱い方がとてもうまいこと」である。それぞれが文の形で表現できる事柄をその内容としていることが確認される。

E類では、以上のような特徴を持つ被修飾名詞と、その内容に相対する事柄を述べる修飾節とが組み合わされている。E類を①②に当てはめると表Eのような表現ができあがるが、これらに対する益岡の判定には一部訂正の必要な部分がある。まず一つは、(※)①と(※)②はどちらも成立するとされているが、元の連体修飾表現との意味的対応の程度は異なっている、ということである。(※)①の「村歩き」は「村を歩くこと」であり修飾節の述語と補語とをまとめて名詞化したものと捉えることができるため、(※)①「村歩きの報酬」は元の連体修飾表現「村歩きをした報酬」と同等の意味を持つと言える。これに対し「塚のタタリ」は塚に関連したことがタタリの原因だということを表してはいるが「掘った」という情報は含んでいない。むしろ「塚が起こしたタタリ」と解釈できることから△印を付すべき表現であり、元の連体修飾表現と意味的に一致してはいないのである。訂正すべき第二点は、(※)における②の作り方である。②では「修飾節の述語を名詞化したもの」を《名詞》としなければならないのであるから、(※)②は「殺しの罰」となるはずである。そしてこの表現に対する判定は、補語を欠

いているための座りの悪さから「やや不自然：(?)）」とすべきであろう。

以上を確認したところで改めて表Eによって①、②の成立状況を見てみよう。①が成立しているのは(※)とE1であり、これらの《特定の名詞》には「村歩き、居候」といった事柄を内容とする名詞が当てられている。次に②の欄を見ると、成立している(※)②の「遊び」は自動詞「遊ぶ」を名詞化したものであり、他動詞を名詞化して当てはめた他の表現は不完全なものとなっている。そこで(※)～E2に対しD類で試みた「述語と補語の名詞化」を行ない、これを用いて②「名詞・の・名詞」を構成する。そうすると表Eからも分かるように、(※)②のように若干無理のあるものもあるが、ほとんどの表現が容認されるものとなる。

そこで、E類に関しては次のようにまとめられる。修飾節の中に文で述べられるような内容を持つ語が含まれる場合は、それを《特定の名詞》とすることにより①が成立する。また修飾節の述語が自動詞である場合は、それを名詞化して②を成立させることができるが、他動詞の場合は名詞化して②に当てはめても座りの悪い表現になってしまう。ただし、修飾節の述語およびその補語からなる複合名詞を「の」に前置させた「名詞・の・名詞」という表現は、認めうるものとしてE類全ての例について成立する。

#### 4. おわりに

修飾節と被修飾名詞がそれぞれ「事柄とそれによって生じるもの」という関係になっている連体修飾表現を、被修飾名詞の意味特性から5種類に分類し、それぞれの特徴を記述した。また第2章で挙げた益岡(1997)による当該表現の成立条件に対する疑問について各類型ごとに考察を行なった。その結果は次のようにまとめられる。

- ・①「《修飾節の中の特定の名詞》・の・被修飾名詞」が成立するのは、被修飾名詞が「匂い、音など」と「傷、汚れなど」および「残り、余りなど」の場合である。この場合、《特定の名詞》は各類型ごとに決まっており、被修飾名詞の指示物の生起の原因となっていることが明らかなものに限られる。また成立した①を元の連体修飾表現と同様の意味内容にするには《特定の名詞》に関係節を前置させる方法がとられる。
- ・②「《修飾節の述語を名詞化したもの》・の・被修飾名詞」が成立するのは、被修飾名詞が「動揺、淋しさなど」と「報酬、タタリなど」および「傷、汚れなど」で、述語の名詞化が可能な場合である。さらに、成立した②の《名詞化

された述語》に補語を加えることにより、元の連体修飾表現と同様の内容を持つ表現となる。

本稿で分析の対象とした連体修飾表現は、修飾節と被修飾名詞が「ある事柄とそれが原因となって生じるもの」という関係にあるという点で一つの範疇にまとめ得る。しかしそのためには、「原因とその結果としての産物」という関係と同列に並ぶことのできるいくつかの意味関係を定め、外の関係にある諸表現がそのいずれかに属すことを確認しなければならない。これらはすべて今後の課題である。

## 注

1. (x)については、被修飾名詞の意味からA～E類とは別のグループへの分類を試みたが、類例が見当たらず作例も困難であることから、文学作品特有の特殊な表現（寺村(1977)によれば(x)の出典は「青電車・永井龍男著」である）として扱い本稿での分析の対象から外すこととした。
2. 但し、「ナイフの傷」という場合、文脈によっては「ナイフ自身に着いている傷」という解釈も成り立つ。
3. なお、「動作の対象」即ち傷や汚れを付ける対象については、当該の連体修飾表現には現れないのが通常のようなものである。例えば(㉞)'のような表現は不自然である。 ?(㉞)' ナイフで指を切った傷からばい菌が入ったらしい。

## 参考文献

1. 石神照雄(1992)「連体の構造(二)」『信州大学教養部紀要』26 pp. 19-32
2. 大島資生(1991)「因果関係を表す連体修飾構造—「因果名詞」と「感情名詞」—」『都大論究』28 pp. 11-27 東京都立大学
3. 奥津敬一郎(1974)『生成日本文法論 名詞句の構造』大修館書店
4. 白川博之(1986)「連体修飾構文の状況提示機能」『言語学論叢』5 pp. 1-15 筑波大学一般応用言語学研究室
5. 高橋太郎(1979)「連体動詞句と名詞のかかわりあいについての序説」『言語の研究』 麦書房
6. 寺村秀夫(1977)「連体修飾のシンタクスと意味—その3—」『日本語・日本文化』6 pp. 1-35 大阪外国語大学留学生別科
7. \_\_\_\_\_(1980)「名詞修飾部の比較」『日英比較講座 第2巻 文法』 pp. 223

-266 大修館書店

8. 成田一 (1994) 「連体修飾節の構造特性と言語処理」田窪行則編『日本語の名詞修飾表現』 pp. 67-126 くろしお出版
9. 益岡隆志 (1997) 「魚の焼ける匂い—因果関係を表す連体修飾表現」『言語』 26-2 pp. 44-49 大修館書店

#### 例文出典

- (いのち) 『いのち華やぐ』瀬戸内寂聴 講談社文庫
- (幸福) 『幸福という名の武器』佐藤愛子 集英社文庫
- (地図) 『地図のない旅』五木寛之 集英社文庫
- (ひと) 『ひとすじの闇に』夏樹静子 集英社文庫

(お茶の水女子大学助手)